



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

**Strategic Japanese-Swiss Cooperative Program Joint Call for
"Medicine for an Aging Society "
Proposals to be submitted by 22 February, 2013**

I. General Description

I-1. Scheme for Joint Funding of Japanese-Swiss Research Cooperation

Based on a Memorandum of Understanding (hereinafter referred to as “MOU”) signed on March 7, 2008 between Japan Science and Technology Agency (hereinafter referred to as “JST”) and the Swiss Federal Institute of Technology Zurich (hereinafter referred to as “ETH Zurich”) acting as the coordinator on the Swiss side on behalf of Swiss Universities, JST and ETH Zurich have agreed to establish a scheme for joint funding of Japanese-Swiss cooperative research projects. After three Calls for Proposals in “Molecular Medical Research” in 2008,2009 and 2011 respectively, JST and ETH Zurich have now decided to launch a fourth call in the area of “ Medicine for an ageing society”. Within this call funding for 3 new projects will be provided in equal amounts by JST and the Swiss State Secretariat for Education.

I-2. Aim of Program and Research Field

The aim of the program is to strengthen the collaboration between Japan and Switzerland within the field “Medicine for an aging society” to achieve world-class results, leading towards new innovative technologies.

This specific area is currently undergoing remarkable development and is considered important by JST, ETH Zurich and other Swiss Universities in order to achieve steady growth and sustainability in the long run.

Specific research areas include:

Mental illnesses and neurological disorders;

- Pre-emptive medicine
- Robotics and Rehabilitation
- Perspectives of Social Science (such as an interdisciplinary approach integrating social welfare, medicine, sports science, clinical psychology and politics. A pure social science proposal is not expected.)

Each selected project will be funded for a period of three years.

I-3. Prospective Applicants

JST and ETH Zurich invite Japanese and Swiss researchers to submit proposals for cooperative research projects in the research areas described above. All applicants must fulfill national eligibility rules for research grant application. Projects submitted by researchers who have already on-going research activities with each partner are highly welcome to reinforce and strengthen already initiated cooperation efforts.

Please note that the researchers already financially supported under this Japanese-Swiss cooperative program are not eligible.

II. Financial Support by JST/ETH Zurich

It is anticipated that three (3) projects will be funded for this call.

JST supports expenses for researchers from Japan, and ETH Zurich supports expenses for researchers from Switzerland. An exchange of researchers is an important element within the cooperation.

II-1. Budget

II-1.1 JST

Budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for the Japanese side of a project over a full 3-year period (i.e., 36 months) should not exceed 15 million yen in principle. (Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first year, 6 million yen for the second year and 5 million yen for the final year.)

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

II-1.2 ETH Zurich

The total budget for the Swiss side of a project over a 3-year period should not exceed *CHF 150,000*. Annual budgets within a project may differ within the three years. In general, installments are provided annually with max 50,000 CHF per year.

Expenses for facilities and equipments may be requested, in principle, only for the first fiscal year.

II-2. Cooperative Research Period

The cooperative research period shall be 3 years.

II-3. Details of Support

This program is designed primarily to support expenses related to cooperation with a Swiss counterpart for a Japanese researcher or with a Japanese counterpart for a Swiss researcher, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposia, with the precondition that the main research infrastructure is already ensured for each research group.

II-3.1 a) Contract between Applicant and JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered between JST and a university or research institute, etc. (hereinafter referred to as the “institution”).

The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period. Since the contract is concluded on condition that all administrative procedures related to this project shall be handled within the institution, the research leader should consult with the person in charge at his/her institution.

The contract stipulates the Article 19 of the Industrial Technology Enhancement Act (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the Act on Promotion of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) be applied to all intellectual property rights generated as results of this project, and that these can be the properties of the institution with which the research leader is affiliated.

II-3.1.b) Contract between Applicant and ETH Zurich

Swiss applicants have to respect the laws and guidelines of their respective institutions.

II-3.2 Contract between Researchers

If a contract for cooperative research is necessary for implementing actual research cooperation, such a contract should be concluded between the Japanese institutions and

the Swiss institutions. In the event that **intellectual property rights** evolve from the program, the researchers involved will follow the guidelines of their respective institution according to Art. II-3.1a) and b). In the case that the intellectual property is owned jointly as such but not limited to a protectable invention, software or biological material, the co-owning institutions shall conclude an inter-institutional agreement. In such an agreement the questions of ownership of the relevant intellectual property, coordination and financing of protection and exploitation as well as the distribution of any revenues shall be addressed.

If an agreement is concluded, it should be reported in the application.

II-3.3 Funded expenses

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration. All budget items must conform to the national rules relevant for each applicant.

- Salary for a PhD student or a postdoctoral.
- Consumables
- Small equipment
- Travel and visiting costs.
- Costs for joint workshops / seminars
- User charges for facilities.

-Japanese researchers only-

Since all administrative procedures related to this project are to be carried out by the institutions, overhead expenses amounting to 10% or less of the total amount of research exchange and research activity expenses will be accepted. Overhead expenses shall be provided within the total budget.

III. Application

The Japanese and Swiss applicants shall write a common application that shall be submitted to JST and ETH Zurich in parallel. The application shall be written in English. For the Japanese applicants a Japanese version of the application is also required.

The application shall include:

- a) Project description including how collaboration will be carried out, with clear statements of what roles Japanese and Swiss researchers respectively will play in the project;
- b) Description of the expected outcome of the proposed project, scientifically as well as in terms of its relevance for industry and society;
- c) Description on the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Swiss groups respectively, which form the basis for the proposed joint project;
- d) Description on the expected added value from the proposed joint project, including how the competence, technology and other resources in each group complement each other;
- e) Description of how the project is expected to help strengthen research cooperation between Japan and Switzerland in the longer term;
- f) Description on the added value expected from the multidisciplinary approach in the proposed joint project; and
- g) Discussion on how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide.

III -1. Application Forms

The following application forms have been prepared, in English (E) and Japanese (J).

- Form 1E/J Application outline (title of cooperative research project, names of research leaders, cooperative research period)
- Form 2 E/J Summary (keywords, goal, approach, expected outcome)
- Form 3 E CVs of research leaders *
- Form 4 E List of researchers committed to the cooperative research project in Japan and Switzerland Description of the cooperative research project including the points stated above *-maximum of 10 pages-*
- Form 5 E/J Descriptions of the Research Cooperative Project – maximum 6-8 pages
- Form 6 E Research Networking Plan
- Form 7E Budget plan for the project (for Japanese side and Swiss side)

** The description shall include short Curricula Vitae (CVs) from both Japanese and Swiss research leaders, including basic information on education, past and present positions and memberships of relevant organizations/associations and a list of*

publications of the last five years (max. 1 page A4)

III-2. Preparation of Application Forms

Japanese and Swiss Applicants should jointly fill in the particulars in all the application forms listed above.

III-3. Submission of Application Forms for Japanese and Swiss Applicants

Deadline for proposals: February 22, 2013

Japanese applicants shall send their application forms by 3:00 pm (Japanese Standard Time) on **February 22, 2013** through online application system (<http://www.e-rad.go.jp/index.html>).

Swiss applicants should send applications by **February 22, 2013** to Dr. Rahel Byland by email (rahel.byland@sl.ethz.ch).

IV. Evaluation of Project Proposals

IV-1. Evaluation Procedure

Committees consisting of experts selected by JST and ETH Zurich respectively will evaluate all proposals separately. Based on the results of both evaluations, JST and ETH Zurich will make a common decision regarding funding of selected proposals.

The members of the program committees in Japan and Switzerland will be selected after the proposals have been received.

IV-2. Evaluation Criteria

- Conformity with Program Aims and Designated Research Fields
The proposed activity shall conform to the aims and the designated research fields of the program. In addition, the applicants shall have enough research infrastructures to pursue the proposed activity.
- Capability of Research Leaders and Current Research Activities
The research leaders in both countries shall have the vision and the experience (or the potential in case of younger researchers) to reach the project goals during the period of support.
- Effectiveness and Synergy of the Joint Research Activity

The proposed research activity shall be advanced, novel and internationally highly evaluated. The activity shall have a significant impact on the science and technology development or shall contribute to solve the internationally common issues.

The activity shall create innovative technological seeds to trigger new industrial needs in the future. Activities that profit from synergy effects through the collaboration are especially desirable. For example, activities where knowledge, skills and applications can be acquired from the respective partner, or activities which can utilize the special resources and geographical features of the respective counterpart.

- Validity of Research Plan

The research activity and related expenses, including the sharing of research activity with the counterpart institute, shall be appropriately planned.

- Effectiveness and Continuity of Exchange

The proposal shall contain activities to enhance sustainable research exchange according to the following examples.

- Fostering young researchers through exchanges .
- Sustainable development of the initiated research exchanges .
- Expanding the international research networks among the researchers in general.
- Improving the presence of Japanese or Swiss science and technology respectively in the counterpart country.

- Validity of Exchange Plan

The research exchange activities and the related expenses shall be appropriately planned.

IV-3. Announcement of Decision

The final decision regarding supported projects will be communicated to the applicants in June 2013.

V. Responsibilities of Research Leaders of Approved Proposals

After the proposal has been approved, research leaders and their affiliated institutions shall observe the following when carrying out the cooperative research and utilizing supported expenses.

V-1. Annual Progress Report

At the end of each fiscal year, the research leader shall promptly submit a progress report on the status of research exchange, and the institution with which the research leader is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses to JST and ETH Zurich.

V-2. Final Report

After completion of the period of international research exchange, research leaders shall promptly submit a final SCIENTIFIC AND FINANCIAL report to JST and ETH Zurich. The report shall include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Swiss research groups, which Swiss researchers are requested to submit to ETH Zurich.

Copies of papers based on results from such research cooperation should be sent to JST and ETH Zurich.

Japanese applicants should contact the following for further information:



Asuka Ishibashi, Yoshihide Kobayashi
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency (JST)
7, Gobancho Chiyoda-ku, Tokyo 102-8666 JAPAN
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax +81(0)3-5214-7379
sicpse@jst.go.jp

Swiss applicants should contact the following for further information:



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

Dr. Rahel Byland
ETH Global
Swiss Federal Institute of Technology Zurich (ETH Zurich)
ADM2 A2
Auf der Mauer 2
8092 Zurich, Switzerland
Tel.+41 44 632 84 65
rahel.byland@sl.ethz.ch



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

(参考和訳)

戦略的国際科学技術協力推進事業
日本ースイス研究交流「高齢化社会のための医学」
提案募集(提出期限:2013年2月22日午後3時)

I. 概要

I-1. 日本ースイス研究交流の共同支援のための枠組

2008年3月7日に科学技術振興機構(JST)とスイス大学代表としてのスイス連邦工科大学チューーリヒ校(ETH Zurich)の間で交わされた覚書の下、JSTとETH Zurichは、日本ースイス研究交流の共同支援のための枠組を構築し、「分子医学研究」を支援することに合意しました。

2008年度に第1回、2009年度に第2回、2011年度に第3回の公募を行いました。

JSTとETHZは、4回目の公募を「高齢化社会のための医学」分野にて行うこととなりました。日本側はJSTが、スイス側はスイス連邦国家教育研究局が、双方の研究者にほぼ同額の支援を行います。

I-2. 日本ースイス協力プログラムの目的と研究領域

日本ースイス協力プログラムの目的は、「高齢化社会のための医学」における日本ースイス間の研究交流を強化することにより、この領域における世界的な研究成果を得、革新的な技術を創出することです。

この領域は、長期に亘る成長と持続性を実現するために、JSTとETH Zurich及び他のスイスの大学により重要と考えられ、現在強力に展開されている領域です。

特に、下記の分野における提案を募集いたします。

精神疾患・神経疾患

- ・先制医療
- ・ロボティクス・リハビリテーション
- ・社会科学との融合
(社会福祉学、医学、スポーツ科学、臨床心理学、政治学等との融合分野。単に社会科学のみの提案は受け付けておりません。)

今回は第4回目の公募となり、3課題を採択し3年間の支援を行います。

I-3. 応募資格

JSTとETH Zurichは日本とスイスの研究者から上記のような研究領域の共同研究プロジェクトの提案を募集します。提案される共同研究は、日本とスイスにおいて既に進行中の研究が強化され、さらに付加的な価値が創出されることが望まれます。

日本側の応募者については、既にJST戦略的国際科学技術協力推進事業において、日本ースイ



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

ス研究交流に採択されている研究課題の研究代表者は応募できませんのでご注意ください。

II. JST及びETH Zurichによる支援

今回の公募では、応募状況にもよりますが、3課題程度の採択を予定しています。

JSTは日本側を支援し、ETH Zurichはスイス側研究者を支援します。研究者の交流が本協力において最も重要な要素です。

II-1. 一課題当たりの予算規模

II-1.1 JST

予算は活動内容により異なりますが、原則として、3年(36ヶ月)総額で1500万円を上限とします。(例;1年目400万円、2年目600万円、3年目500万円というように、毎年一定でないご提案も可能です。)本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。

II-1.2 ETH Zurich

予算は原則的には、3年総額で15万スイスフランを上限とします。毎年一定額でないご提案も可能です。1年目の予算として5万フランは保証されています。2年目、3年目の予算は追ってスイス議会で承認される予定です。本事業予算の関係上、毎年の額については調整させていただきます。なお、設備備品費に関しましては、原則として、初年度のみ支援と致しますので、ご注意ください。

II-2. 期間

研究交流開始から3年間を基本としてご提案ください。

II-3. 具体的な支援の内容

支援は、研究基盤が既に整備されていることを前提に、日本・スイスの研究交流にかかわる追加的な経費、例えば旅費やシンポジウムの開催費用などを主に対象としています。

II-3.1 a) 応募者とJSTとの契約

支援の実施にあたり、JSTは大学・公的研究機関等(以下「大学等」という。)と委託研究契約を締結することを原則としています。

委託研究契約は研究交流期間内で年度毎に締結いたします。

契約締結に当たっては、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを大学等で実施していただくことを前提にしていますので、大学等の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

する大学等に帰属させることが可能です。

II-3. 1 b) 応募者とETH Zurichとの契約

スイス側応募者は各所属機関の規則及びガイドラインを遵守する必要があります

II-3. 2 研究者間の契約

研究協力を遂行するにあたり、研究協力のための契約が必要な場合、日本及びスイスの大学等の間で契約を締結する必要があります。知的所有権が本プログラムから発生した場合、関係する研究者はII-3. 1 a)及びb)に従ってそれぞれの大学等のガイドラインを遵守してください。知的所有権が共同で所有されたが、保護できる発明、ソフトウェアや生物材料等を限定できない場合、知的財産を共同所有している大学等で合意を得る必要があります。そのような合意においては、関係する知的財産の所有権、保護及び利用に係る調整及び資金調達、収入の分配等について記載する必要があります。

この話し合いでの合意事項があれば、申請用紙に記述してください。

II-3. 3 支出費目

本事業の支援費は国際研究交流を促進することを主旨としております。従って、支援費は試験研究のためにも用いることができますが、研究交流のためにより多く配分することが期待されていません。

- ・ 博士課程の学生やポスドク研究者の給料
- ・ 消耗品
- ・ 設備備品
- ・ 旅費
- ・ シンポジウム・セミナー開催費
- ・ 設備の賃貸料

<日本側の研究者のみに適用>

予算の管理業務は所属の研究機関に行っていただくため、間接経費を直接経費の最大10%まで計上することが可能です。なお、総支援額の1500万円は間接経費を含めた額です。

III. 申請

日本とスイスの応募者は、JSTとETH Zurichが並行して採択の評価が行えるように、III-1. に示す共通の様式を使用してください。

共通の様式は英語版(E)のみですが、日本の応募者は日本語版(J)の様式の提出も必要です。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

様式には以下のような内容を簡潔に記載してください。

- a) どのように共同研究を遂行するのか、日本側研究者、スイス側研究者それぞれの役割分担
- b) 期待される科学的な成果と産業界や社会への関連性
- c) 現在の研究活動や日本とスイスの研究チームの特筆すべき長所
- d) 能力、技術力、資源の相互補完の方法も含めて、共同研究により期待できる付加的な価値
- e) 長期的な日本－スイス研究交流の強化のために期待できること
- f) 二国間の共同研究による、多角的なアプローチのもたらす付加的な価値
- g) 当該共同研究提案と他の同様な国際協力活動との比較

III-1. 申請書類の書式

英語版はE、日本語版はJと表記してあります。

Form-1E/J	申請概要(研究課題名、研究代表者、研究期間)
Form-2E/J	研究概要(キーワード、目的、方法、期待される成果)
Form-3E	研究代表者情報(経歴(※))
Form-4E	日本及びスイスの研究交流者一覧
Form-5E/J	研究交流の内容-6~8ページ以内-
Form-6E	人的交流の計画
Form-7E	年度毎の経費計画(日本側およびスイス側)

(※)日本とスイス両国の研究代表者の略歴を記述してください。その中には、学歴、職歴(所属機関と役職)、所属学会、過去5年の論文リストを含めてください。なお、A4サイズ1枚以内をお願いします。

III-2. 申請書類の準備

日本側とスイス側の応募者は上記の申請書類を共同で、全て記入してください。

III-3. 研究者の申請書類の提出

課題募集の締切日は、2013年2月22日(金)です。

日本側研究者は府省共通研究開発管理システム(<http://www.e-rad.go.jp/index.html>)を通じて、2013年2月22日(金)午後3時(日本標準時間)までに応募をしてください。利用方法は別紙をご参照ください。

※e-Radは新システムに移行するため、本公募期間中に停止期間があります。(停止期間は未定)



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

ですが、1月のどこかになるかと思えます。)本公募への申請は、新システム移行後をお願いいたします。

(新システム移行前のe-Radへは、申請することはできません。移行前は相手国研究者等と申請内容について打ち合わせを行っていただき、word形式の申請書を作成していただけたらと思います。)

スイス側研究者は2013年2月22日(金)までに、Dr. Rahel Byland(rahel.byland@sl.ethz.ch)にE-Mailで申請書類を提出してください。

IV. 提案書の評価

IV-1. 評価手順

JSTとETH Zurichで別々に選任された専門家で構成される個別の委員会にて全ての提案書が評価されます。この評価結果を元に、JSTとETH Zurichは協力して支援する課題を選定します。

委員会を構成する専門家は、提案書を受領後決定いたします。

IV-2. 評価基準

- 事業の趣旨及び対象分野への適合性
提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。
- 研究代表者の適格性および現在の研究活動
日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験(若手研究代表者の場合、潜在能力)を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。
- 研究の有効性及び相乗効果
先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。
特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。
- 研究計画の妥当性
提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること(相手国研究機関との研究分担を含む)。
- 交流の有効性及び継続性
持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

案に含まれていること。

- 人的交流を通じた若手研究者の育成
- 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
- 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
- スイスにおける日本の、または日本におけるスイスの科学技術のプレゼンスの向上

- 交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

IV-3. 選定の通知

採択の可否に関する決定は、2013年6月頃に行う予定です。

V. 提案採択後の研究代表者の責務

V-1. 年度毎の進捗報告(日本側及びスイス側研究者用)

研究代表者は毎年度終了後速やかに研究交流の進捗状況報告を、また研究代表者の所属する大学等は支援費の経理報告をJST/ETH Zurichに提出していただきます。

V-2. 終了報告(日本側及びスイス側研究者用)

研究代表者は国際研究交流期間が終了した時に期間内に実施した研究交流及び経理の終了報告を、速やかにJST/ETH Zurichに提出していただきます。この終了報告には、日本側研究者とスイス側研究者が共同で作成した全体概要(最大A4で5枚)を含めてください。なお、研究交流の成果を学会等で外部発表した場合には、終了報告書に発表内容の別刷り等を添付してください。



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

日本側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。



石橋 明日香(イシバシ アスカ)、小林 義英(コバヤシ ヨシヒデ)

独立行政法人 科学技術振興機構 国際科学技術部

Tel. 03-5214-7375 Fax 03-5214-7379

Email: sicpse@jst.go.jp

スイス側の申請者からのお問い合わせは、以下にお願いします。:



Eidgenössische Technische Hochschule Zürich
Swiss Federal Institute of Technology Zurich

Dr. Rahel Byland

International Institutional Affairs

Swiss Federal Institute of Technology Zurich (ETH Zurich)

Rämistrasse 101

8092 Zurich, Switzerland

Tel.+41 44 632 84 65

rahel.byland@sl.ethz.ch

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。

JST 戦略的国際科学技術協力推進事業

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

1 情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

採択された個々の課題に関する情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府の作成する政府研究開発データベース(※3)に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Radについては本別紙の「15 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※1 平成 24 年 5 月現在 競争的資金制度一覧

食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度、戦略的国際連携型研究開発推進事業、デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発
情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
文部科学省	科学研究費助成事業(科研費・日本学術振興会)、国家課題対応型研究開発推進事業
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費
農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業
新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
国土交通省	建設技術研究開発助成制度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
環境省	地球温暖化対策技術開発等事業、環境研究総合推進費

詳しくは <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukinn24-1.pdf> を参照してください。
 なお、この一覧とは別に最先端研究開発支援プログラム(1,000 億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500 億円)を、平成 25 年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」:各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステム。

※3 「政府研究開発データベース」：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

2 不合理な重複・過度な集中に対する措置

2.1 不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

2.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

2.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Radなどを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

2.4 最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成 23 年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費(研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く)の配分を受けることができませんので留意願います。

2.5 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

3 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者等を含む)は、一定期間、本事業への応募及び新たな参加が制限されます。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます)。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 24 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 23 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降 2 年から 5 年間とします。ただし、「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

不正使用等の内容	制限の期間(委託費等を返還した年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	申請および参加を制限しない
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2 年間
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2~5 年間(程度に応じて個別に判断する)
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合	5 年間

※委託費を返還した当該年度についても、参加を制限します。

4 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gjyutu/gjyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

措置の対象者	制限の期間(不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者および当該不正行為に関与したとされた者	2～10 年(程度に応じて個別に判断する)
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3 年(程度に応じて個別に判断する)

※不正行為等が認定された当該年度についても、参加を制限します。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 24 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 23 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

5 関係法令など研究を進める上での注意事項

5.1 安全保障貿易管理に伴う各種規制

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

5.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<http://www.cbd.int/>

5.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

5.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

5.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

5.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

5.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

5.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

6 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告することが必要となります。

7 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。繰越し制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

8 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成22年6月19日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/project/h23a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

10 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、以下のホームページにある様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Radを利用してチェックリストが提出されていることが必要です。具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、別途の機会にチェックリストを提出しており、研究開始がチェックリストの有効期限(提出した年度の翌年度末)満了前であれば今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。逆に、チェックリストが一旦提出された場合でも、期限が満了した場合には研究実施が認められませんので、チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご注意ください。(例:平成23年度の4月以降に提出したチェックリストは、平成23年度及び平成24年度においてのみ有効です。)

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省または JST による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、委託研究費を交付しないことがあります。

11 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

12 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したのです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働き

かけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

13 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

14 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご注意ください。

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

15 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)にて受付けます。

15.1 e-Rad の使用に当たっての留意事項

- ① e-Rad による応募
操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。e-Rad 利用規約に同意の上、応募してください。
- ② e-Rad の利用可能時間帯
(月～金) 午前 6:00 から翌午前 2:00 まで
(土、日) 午前 12:00(正午)から翌午前 2:00 まで
国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)に関わらず、上記時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間内であっても、緊急のメンテナンス等により、サービスを停止する場合があります。運用停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにて予めお知らせがあります。
※e-Radは新システムへ移行するため、本公募期間中に停止期間があります。(停止期間は未定ですが、1月のどこかになるかと思えます。)
本公募への申請は、新システム移行後にお願いいたします。
(新システム移行前のe-Radへは、申請することはできません。移行前は相手国研究者等と申請内容について打ち合わせを行っていただき、word形式の申請書を作成していただけたらと思えます。)
- ③ 研究機関、研究者情報の登録(ログイン、パスワードの取得)
研究課題に応募する研究代表者は研究者情報を登録し、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得しておくことが必要となります。
e-Rad のログイン ID、パスワードの取得に当たっては、(1)研究機関に所属する研究者については、研究機関の事務担当者による e-Rad における研究機

関の登録と研究者情報の登録が、(2)研究機関に所属していない研究者については、e-Rad における研究者情報の登録が、事前に必要となります。登録方法については、e-Rad ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

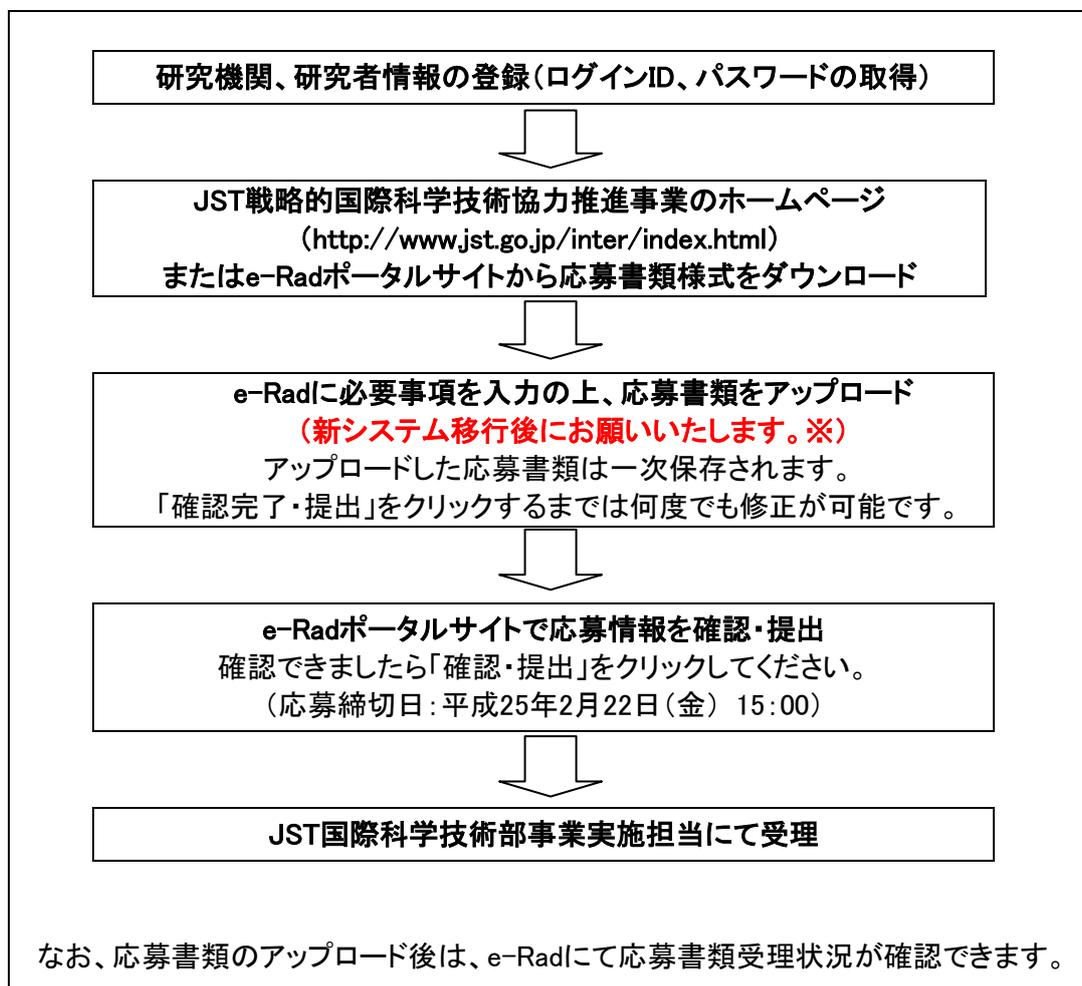
なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

④ その他

申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領及び申請書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(申請書類のフォーマットは変更しないでください。)

申請書類の差し替えは固くお断りいたします。また、申請書類の返却は致しません。

15.2 e-Rad を利用した応募の流れ



※e-Radは新システムへ移行するため、本公募期間中に停止期間があります。(停止期間は未定ですが、1月のどこかになるかと思えます。)

本公募への申請は、新システム移行後にお願いいたします。

(新システム移行前のe-Radへは、申請することはできません。移行前は相手国研究者等と申請内容について打ち合わせを行っていただき、word形式の申請書を作成していただけたらと思えます。)

<新システムに移行後の e-Rad にて操作を行ってください。>

下記の説明は、旧システムでの操作方法です。

(参考)

15.3 具体的な操作方法と注意事項

申請書等のダウンロードの方法および e-Rad へアップロードする方法をご案内します。

(e-Rad の各画面はイメージです。詳細は実際のサイトでご確認ください。)

① 「研究者ログイン」画面

e-Rad ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から、e-Rad へログインしてください。



② 「研究者向けメニュー」画面

「公募一覧」をクリックしてください。



③ 「配分機関情報一覧」画面

独立行政法人科学技術振興機構の「応募情報入力」をクリックしてください。



④ 「受付中公募一覧」画面

応募する公募名を探し、募集要項・応募様式をダウンロードしてください。

>>>> 受付中公募一覧

「機関承認の有無」が「有」の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認が必要です。
「機関承認の有無」が「無」の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認は必要ありません。
「機関内締切日」が設定されている場合は、機関内締切日時までに応募情報の提出してください。
「機関承認の有無」が「無」の場合は、応募受付終了日時までに応募情報の提出してください。

公募名	公募要項	申請様式			URL	機関承認の有無	応募受付開始日	機関内締切日	応募受付終了日	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)	一太郎						
宇宙共創基盤先端研究 技術テーマ 【革新的次世代型性能向上技術 の創製】						無	2011年09月01日 1 2時00分		2011年10月11日 1 2時00分	
研究成果展開事業(研究成果通 展開支援プログラム(A STEP)) (フ ォービリティスタディ(優秀タイプ)) 平成23年度第2回公募					研究成果展開支援プロ グラム(A STEP)【公募要 項・申請書】	無	2011年08月01日 1 0時00分		2011年09月15日 1 2時00分	
研究成果展開支援プログラム (A STEP) (フォービリティスタディ (シリーズ現在化タイプ、起業検証タイ プ)) 平成23年度第2回公募					研究成果展開支援プロ グラム(A STEP)【公募要 項・申請書】	無	2011年08月01日 1 0時00分		2011年09月20日 1 2時00分	
地球規模課題対応国際科学協働事 業(SATREPS) 特定型国際形成 調査(若手FSJ)					地球規模課題対応国際科学 協働支援プログラム(SATR EPS) 特定型国際形成調査 【若手FSJ公募のご案内】	無	2011年07月01日 1 0時00分		2011年09月30日 1 2時00分	
平成23年度 日本(JST)－イスラ (MOST) 研究交流連携事業					平成23年度 日本－イスラ エル研究交流連携(分野：基礎 研究)募集のお知らせ	無	2011年06月15日 1 4時00分		2011年09月12日 1 7時00分	

⑤ 応募書類の作成

応募書類を、以下の点に留意し、作成してください。

入力上の注意点

応募書類の形式
について

- ・ 応募書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。Word、一太郎、PDFのバージョンについては、e-Radの研究者向け操作マニュアルでご確認してください。

(<http://www.e-rad.go.jp/kenkyu/manual/index.html>)

- ・ 応募書類にはパスワードを設定しないでください。

画像ファイル形式
について

応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニユア

ルの操作方法を参照してください。

- ・ アップロードできる電子ファイルは1ファイルで最大容量は3Mbyteです。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

ファイル容量について

- ・ 応募書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をe-Radで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

⑥ 応募書類のアップロード

「受付中公募一覧」画面の応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックしてください。

>>> 受付中公募一覧

「機関承認の有無」が「有」の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認が必要です。
「機関承認の有無」が「無」の場合は、所属研究機関の事務担当者の承認が必要ありません。
機関内締切日が設定されている場合は、機関内締切日時点で応募情報の提出してください。
「機関承認の有無」が「無」の場合は、応募受付終了日までに応募情報の提出してください。

公募名	公募種類	申請様式		URL	機関承認の有無	応募受付開始日	機関内締切日	応募受付終了日	応募情報入力
		Word (Win)	Word (Mac)						
産学共創基盤基盤研究 技術テーマ【革新的次世代高性能超石創製の指針構築】	▶ 22%	▶ 22%			無	2011年09月01日 12時00分		2011年10月11日 12時00分	▶ 応募情報入力
研究成果展開事業(研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)) (フューチャリテイスタディ(啓発タイプ)) 平成23年度第1回公募				研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)【公募要領・申請書】	無	2011年08月01日 10時00分		2011年09月15日 12時00分	▶ 応募情報入力
研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)(フューチャリテイスタディ(シニア顕在化タイプ、結果検証タイプ)) 平成23年度第2回公募				研究成果最速展開支援プログラム(A-STEP)【公募要領・申請書】	無	2011年08月01日 10時00分		2011年09月20日 12時00分	▶ 応募情報入力
地球規模課題対応国際科学協働事業(SAIREPS) 特設型課題形成調査【若手FS】	▶ 22%	▶ 22%		地球規模課題対応国際科学協働協力プログラム(SAIREPS) 特設型課題形成調査【若手FS】公募のご案内	無	2011年07月01日 10時00分		2011年09月30日 12時00分	▶ 応募情報入力
平成23年度 日本(JST)–イスラエル(MOST) 研究交流課題募集	▶ 62%	▶ 62%		平成23年度 日本–イスラエル研究交流課題(分野: 協賛)募集のご案内	無	2011年06月15日 14時00分		2011年09月12日 7時00分	▶ 応募情報入力

⑦ 応募条件の確認

画面に表示された注意事項をよくお読みの上、「承諾して次へ進む」をクリックしてください。

▶ 応募条件

募集要項に従ってご応募下さい。

【注意事項】
 : 研究代表者以外のメンバー情報はe-rad上には登録いただく必要はありません。申請書の方にだけ記載下さい。
 : 応募・受入状況の入力においては、受入が確定している研究費だけを記載下さい。応募中で結果が判明していないものは記載不要です。
 : 研究目的、研究概要はシステム上1000文字まで記載できますが、200字程度を目安に記載下さい。

戻る 承諾して次へ進む

⑧ 登録されている研究者情報の確認

研究者情報が応募者のものであることを確認し、「次へ進む」をクリックしてください。(e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、応募書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。)

e-Rad Research and Development
 府省共通研究開発管理システム

メニューに戻る ヘルプ ログアウト

>>>> 応募情報登録【研究者情報の確認】

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時手宣填の入力>>研究補遺情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認

研究代表者の情報を確認してください。
 研究代表者情報が間違っている場合には、再度、研究代表者検索を行ってください。
 研究代表者情報に誤りがあれば、「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

研究者番号	12345670		
所属研究機関	〈コード〉 9000001001	〈名〉 研究第一研究所	
所属課局	〈コード〉 99	〈名〉 その他	
職名		〈名〉 その他	
学位	〈コード〉 99	〈名〉 その他	
研究者氏名	漢字	〈姓〉 研究	〈名〉 二郎
	フリガナ	〈姓〉 ケンキョウ	〈名〉 シロウ
性別	漢字	〈姓〉 KENKYU	〈名〉 JIROU
生年月日	1966年05月07日		
メールアドレス	Unregistered@Unregistered.com		

キャンセル 次へ進む

ログアウト

⑨ 「応募情報登録【研究共通情報の入力】

研究共通情報の入力欄に、必要事項をご記入ください。

年度	2011年度	
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構	
制度名	戦略的国際科学技術協力推進事業	
事業名	日本(JST)－イスラエル(MOST) 研究交流	
新規継続区分	* <input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 継続	
課題ID	[] (新規継続区分が継続の場合は必須項目です。)	
研究開発課題名	[] ※100文字以内で入力してください	
研究種別	基礎研究	
研究期間	〈開始〉 * [] 年度 ～ 〈終了予定〉 * [] 年度	
主分野	*〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	
副分野1	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	
副分野2	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	
副分野3	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	
研究キーワード1	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	[] ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード2	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	[] ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード3	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	[] ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード4	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	[] ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究キーワード5	〈コード〉 [] <input type="button" value="一覧"/>	[] ※「その他」の場合のみ50文字以内で入力してください
研究目的	[] ※合計文字数が1000文字以内(改行、スペース含む。改行は2文字で計算)で入力してください。また、1行60文字で自動的に改行されます。合計行数が80行以内におさまるようにしてください。改行なしの入力では、最大968文字までの入力となります。 <input type="button" value="入力文字チェック"/>	
研究概要	[] ※合計文字数が1000文字以内(改行、スペース含む。改行は2文字で計算)で入力してください。また、1行60文字で自動的に改行されます。合計行数が80行以内におさまるようにしてください。改行なしの入力では、最大968文字までの入力となります。 <input type="button" value="入力文字チェック"/>	
<input type="button" value="キャンセル"/> <input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="一時保存"/> <input checked="" type="button" value="次へ進む"/>		

入力上の注意点

新規継続区分	新規を選択
課題ID	入力不要
研究開発課題名	日本語で題目をご記入ください
研究期間	西暦で2013年度から20XX年度(研究終了年度)としてください。
主分野、副分野	(主分野)ご自身の研究分野に合う内容を選択してください。 (副分野)選択不要
研究キーワード	入力不要
研究目的	申請書Form-2Jの「目的」と同じ内容を記載してください。
研究概要	申請書Form-2Jの「研究交流概要のまとめ」と同じ内容を記載してください。

⑩ 応募情報登録【応募時予算額の入力】

チーム全体の総額研究費(直接経費、間接経費)を年度ごとに千円単位で入力してください。千円以下は切り捨ててご記入ください。

>>最後に、「次へ進む」をクリックしてください。

Research and Development
e-Rad 府省共通研究開発管理システム

>>>> 応募情報登録【応募時予算額の入力】

プレビュー画面

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認
項目に入力して次へ進むをクリックしてください。

計算

			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
使用内訳(千円)	直接経費(直接費)(千円)	研究費	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
	間接経費(一般管理費)(千円)	間接経費	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
研究経費(千円)			0	0	0	0	0	0

キャンセル 戻る 一時保存 次へ進む

⑪ 応募情報登録【研究組織情報の入力】

本応募課題に関する研究代表者の情報を入力してください。

Research and Development
e-Rad 府省共通研究開発管理システム

>>>> 応募情報登録【研究組織情報の入力】

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認
項目に入力して次へ進むをクリックしてください。

エフォートとは、「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間配分率(%)」のことです。

研究者情報			所属研究機関 部署	1.専門分野 2.学位 3.役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフォ ート (%)
研究者番号	12345678		(所属研究機関コード) 9000001001 (部署名) その他 (職名) その他	1. <input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="text"/>
氏名	フリガナ	(姓)ケンキュウ (名)ジロウ		2. (学位名) その他		
職名	(姓)研究	(名) 二郎		3.		

追加

キャンセル 戻る 一時保存 次へ進む

入力上の注意点	
直接経費、間接経費	研究代表者グループにおける全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位でご記入ください。千円以下は切り捨ててご記入ください。
専門分野・役割分担	入力不要です。
エフォート率	本研究に割くエフォート率を入力してください。
「追加」欄について	研究代表者の情報のみを入力してください。「追加」ボタンをクリックし、研究分担者等の入力欄を増やすことができますが、研究分担者情報の入力は不要です。
数字の記入方法について	「, (コンマ)」は自動的に挿入されますので、記入不要です。「正しい値を入力してください。」というエラーがでた際は、「, (コンマ)」を抜いて数字を入力してください。

>>最後に「次に進む」をクリックしてください。

⑫ 応募情報登録【応募・受入状況の入力】

本画面は入力不要です。>>「次へ進む」をクリックしてください。

「研究代表者の他の応募1」の入力欄が表示されている場合は「削除」をクリックし入力欄を削除した上で、「次へ進む」をクリックしてください。

Research and Development
e-Rad 府省共通研究開発管理システム

>>>> 応募情報登録【応募・受入状況の入力】

研究者情報の確認>>研究共通情報を入力>>研究個別情報を入力>>応募時予算額を入力>>研究計画情報を入力>> 応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定>>入力情報の確認項目を入力して次へ進むをクリックしてください。

配分コード 一覧	事業コード 一覧	課題ID	研究開発課題名	研究期間	予算額 (千円)	エフォート (%)
研究代表者の他の応募				(開始) 年度~ (終了予定) 年度		
削除						
追加						

キャンセル 戻る 一時保存 次へ進む

⑬ 応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

応募書類をアップロードした上で、次へ進んでください。

>>>> 応募情報登録【応募情報ファイルの指定】

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算額の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>> **応募情報フ**

参照ボタンをクリックし、配分機関が指定した応募情報ファイル（Word・一太郎・PDFのいずれか）を選択してください。

*

- 応募情報を修正する場合は、修正済みの応募情報ファイルを選択しなおすと、前のファイルが削除されて上書きされます。
- 応募情報ファイルに修正がない場合、応募情報ファイル選択欄は空欄のままでも構いません。
- 応募情報ファイルは、公募要領等に記載されている配分機関の指定するファイルを選択してください。
- 応募情報ファイルのサイズは3MB未満として下さい。

- 「次へ進む」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、[ヘルプデスク](#)まで連絡してください。

⑭ 応募情報登録【入力情報の確認】

入力した情報が正しく表示されていることを確認して「OK」をクリックしてください。

>>>> 応募情報登録【入力情報の確認】

[プレビュー画面](#)

研究者情報の確認>>研究共通情報の入力>>研究個別情報の入力>>応募時予算の入力>>研究組織情報の入力>>応募・受入状況の入力>>応募情報ファイルの指定
>> 入力情報の確認

【応募基本情報(研究共通情報)】

年度	2011年度	
配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構	
制度名	戦略的国際科学技術協力推進事業	
事業名	日本(JST)-ドイツ(DFG、BMBF)研究交流	
新規継続区分	新規	
課題ID		
研究開発課題名		
研究種別	基礎研究、応用研究、開発研究	
研究期間	〈開始〉～〈終了予定〉	
主分野	〈コード〉	〈名〉
副分野1	〈コード〉	〈名〉
副分野2	〈コード〉	〈名〉
副分野3	〈コード〉	〈名〉
研究キーワード1	〈コード〉	〈名〉
研究キーワード2	〈コード〉	〈名〉
研究キーワード5	〈コード〉	〈名〉
研究目的		
研究概要		

【応募基本情報(応募時予算)】

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計	
使用内訳(千円)	直接経費(直接費) (千円)	物品費	0	0	0	0	0
		旅費	0	0	0	0	0
		人件費・謝金	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
	間接経費(一般管理 費)(千円)	間接経費	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0
研究経費(千円)		0	0	0	0	0	

【研究組織情報】

	研究者氏名	所属研究機関 所属部署 職名	専門分野 学位 役割分担	直接経費(直接費) 間接経費(一般管理費) (千円)	エフォート(%)
研究代表者	〈研究者番号〉12345678 〈フリガナ〉ケンキウ シロウ 〈漢字〉研究 二郎	〈所属研究機関コード〉9000001001 〈所属部署名〉その他 〈職名〉その他	〈専門分野〉 〈学位〉その他 〈役割分担〉		
合計				0 0	

【応募・受入状況】

助成の有無	配分機関	事業	課題	研究開発課題名	研究期間	予算額(千円)	エフォート(%)

【応募情報ファイル】

添付ファイル

「OK」ボタンをクリックしてシステムエラー画面が表示される場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。

キャンセル
戻る
一時保存
OK

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報と研究提案書ファイルが結合され、自動的にPDFファイルに変換されます。

⑮ 応募情報登録を確認

「ダウンロード」ボタンをクリックして、応募情報と研究提案書ファイルが結合された PDF ファイルをダウンロードしてください。図が正しく表示されているか、文字化けが無いかなど必ず確認してください。PDF ファイルを確認し、不備がなければ「確認完了・提出」ボタンをクリックしてください。なお、「確認完了・提出」ボタンをクリックし、JST へ提出した時点で応募書類は修正することができなくなりますのでご注意ください。

公募期間終了後、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募書類を正式に受理します。

The screenshot shows the 'e-Rad' (Research and Development) portal for the '府省共通研究開発管理システム'. The page title is '応募情報登録確認'. It contains instructions for downloading the application PDF and a table of application details. A red circle highlights the '確認完了・提出' button at the bottom.

配分機関名	独立行政法人科学技術振興機構
事業名	戦略的創造研究推進事業CREST(元素戦略を基軸とする物質・材料の革新的振興の創出)研究領域
公募名	CREST(元素戦略)研究経路「元素戦略を基軸とする物質・材料の革新的振興の創出」領域
種別	基礎研究
研究開発課題名	○○○○○○○
作成日	
応募基本情報	
応募状況	修正 削除

入力上の注意点

応募書類アップロード後の修正について 「確認終了・提出」をクリックすると、提案書はJSTへ提出されます。

エフォート率 JSTへ提出した時点で提案書を修正することができなくなりますので、十分留意の上提出してください。

受付状況の確認について

- ・ 応募書類の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。
- ・ 提出締切日時までにe-Radの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となってい

ない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、e-Radヘルプデスクまで連絡してください。

15.4 お問い合わせ先

本事業に関する問い合わせは、国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受け付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページおよびe-Radポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

e-Radポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する問い合わせおよび提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 石橋・小林	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> sicpse@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間:10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~1月3日)を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 受付時間:9:30~17:30 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~1月3日)を除く

16 応募に際してよくある質問

<p>応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。</p>	<p>必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。</p>
<p>年齢等の応募資格の制限はありますか。</p>	<p>年齢制限はございません。</p>
<p>日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。</p>	<p>日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。</p>
<p>JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。</p>	<p>本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。</p>
<p>内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。</p>	<p>「最先端・次世代研究開発支援プログラム研究費の重複受給制限について」(平成 23 年 1 月 28 日総合科学技術会議次世代プログラム運営会議)に基づき、当事業は最先端・次世代研究開発支援プログラムにおける研究費の重複受給制限に該当します。</p>
<p>戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。</p>	<p>本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。</p>
<p>採択された場合、研究機関と委託研究契約を結ぶとありますが、それは研究代表者の研究機関だけではなく、研究分担者の所属機関とも委託研究契約を締結して予算が配分されますか。</p>	<p>JSTは、研究代表者の所属機関との間でのみ、委託研究契約を締結します。したがって、すべての委託研究費は研究代表者の所属機関に支払われることとなります。 また、研究代表者の研究機関から、研究分担者の研究機関へ研究費を譲渡することは、「再委託」として原則認めておりません。 ご留意の上、ご応募ください。</p>

17 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で 25% という第 3 期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30% まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 13.8%（平成 22 年度末現在。平成 23 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して行って欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案に応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています（※）。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（<http://www.jst.go.jp/gender/>）をご覧ください。

※JSTの公募事業全体における女性研究者の比率は応募 6.7%に対し採択 6.7%です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。（平成 23 年度公募実績（平成 23 年 12 月現在））